

令和6年度 歳末たすけあい募金による見舞金申請について



共同募金運動の一環として12月1日より歳末たすけあい運動が実施されます。市民の皆さまからのあたたかい募金は、支援を必要とされている方々が安心して新たな年を迎えていただけるよう見舞金として差し上げています。対象者となられる方で希望される方は、下記のとおり申請してください。

※生活保護を受けている世帯は除きます。

※個人の対象区分が重複している場合、いずれか一つの区分での申請となります。

◎対象区分

10月1日現在、柳井市に住民票があり、**自宅で生活しておられる方**で下記に該当する方

	対象区分	確認書類	予定額
個人	身体障害者手帳 1・2級の方	身体障害者手帳	7,000円
	療育手帳をお持ちの方	療育手帳	7,000円
	精神障害者保健福祉手帳1・2級の方	精神障害者保健福祉手帳	7,000円
	要介護度5を認定された方がおられる世帯	介護保険被保険者証、又は介護保険資格者証	7,000円
	要介護度5を認定された方と同居し介護をしている方（お一人まで）	申請にあたり、申請者と介護者が同居していることについて、居宅介護支援事業所に照会して確認させていただきます。	7,000円
世帯	保護者がひとり親家庭用の福祉医療費受給者証をお持ちの世帯	福祉医療費受給者証（世帯全員分）	7,000円
		18歳未満の子ども一人あたり	2,000円

◎申請方法

希望される方は、**裏面の申請書**に必要事項をご記入のうえ柳井市社会福祉協議会へ提出してください。

（申請書は柳井市社会福祉協議会または各出張所・連絡所、地区の民生委員・児童委員宅にあります。また、柳井市社会福祉協議会ホームページからもダウンロードできます。）

※地区の民生委員・児童委員さんを通じての申請も可能です。

- （1）本会窓口を通じて申請する場合は、上記の**確認書類をその場で確認させていただきます**ので必ずご持参ください。
- （2）郵送または、各出張所・連絡所を通じて申請される場合は、確認書類〔**障害のある方は氏名、障害の程度（等級など）、有効期限が確認できる箇所**〕の写しを添付してください。なお、写しは必要事項を確認後、本会で廃棄させていただきます。

◎申請期間

10月1日（火）～11月1日（金）まで 8：30～17：15

※土曜日、日曜日、祝日を除く（郵送の場合11月1日（金）必着）

◎その他

見舞金は、歳末たすけあい募金の実績により減額となる場合があります。柳井市共同募金委員会運営委員会で決定後、原則として民生委員・児童委員さんを通じてお渡しします。

申請及び問い合わせ先

〒742-0031 柳井市南町三丁目9番2号 柳井市総合福祉センター 1階
社会福祉法人 柳井市社会福祉協議会 Tel.22-3800